

持続可能な集落づくり担当

指宿市地域おこし協力隊

募集内容ー詳細は裏へ

・募集人数ー1名

・申込期限※郵送は必着

令和6年6月14日(金)

・任用予定※任用日は相談可

令和6年10月1日(火)

・勤務地 指宿市役所山川支所

及び指宿市山川鰻地区

先輩現役隊員

30代男女3名が

活躍しています

指宿市とは？

鹿児島県の本島最南端に位置する、砂むし温泉などで有名な観光地。自宅に温泉が引ける場所もある、そこそこ便利な市街地と、美しい景色が望める自然豊かな農山漁村地域があり、ほどよく便利な田舎暮らしにぴったり。食べ物も美味しく、人もまちもあつたかい。そんな市です。

大募集

持続可能な集落づくり担当 指宿市地域おこし協力隊

詳しい情報は
こちら↓



募集内容と対象

- ・ 募集人数 1名
- ・ 申込期限 令和6年6月14日(金)
※郵送は必着
- ・ 任用予定 令和6年10月1日(火)
※任用日は相談可
- ・ 勤務場所 指宿市役所及び鰻地区
- ・ 年齢 20歳以上(令和6年10月1日現在)
- ・ 三大都市、政令指定都市、都市地域、又はそれ以外の条件不利区域以外に在住の方
- ・ 普通自動車運転免許証を有している方
- ・ 基本的なパソコン操作ができる方
- ・ SNSでの情報発信が得意な方
- ・ 心身ともに健康で、明るく社会的で、地域になじみ、住民と協力し地域活動に取り組める方(居住地域の自治会に加入必須)

雇用条件

- ・ 報酬 月額170,100円
- ・ 勤務地 指宿市役所山川支所地域振興課総務係及び指宿市山川鰻地区
- ・ 勤務時間 基本的に週5日(月曜日から金曜日) 8時30分から17時15分までのうち(7時間勤務) 必要に応じて週休日や休日(土日祝日)に活動を行うことがあります。
- ・ 任用形態/任用期間
(1)任用形態: 指宿市会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号)として指宿市長が任命します。
(2)初年度任用期間 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで
※次年度以降は最長令和9年9月30日までの任用を検討します。任命日の相談可
- ・ 身分
(3)身分 任用後は地方公務員法が適用されます。
- ・ 待遇・福利厚生
(1)社会保険(健康保険・厚生年金)、雇用保険に加入します。
※自己負担があります。
(2)住居は市が借り上げたものを無償貸与します。
(3)協力活動に使用する自動車は、市公用車を他の職員と共用することとし、燃料費は市が全額負担します。
(4)勤務場所で協力活動に使用するパソコンおよびプリンター等は市が用意したものを無償貸与します。
(5)活動に関する経費(実費)は必要に応じ支給します。
(6)休日は、土・日曜日、祝日、年末年始。有給休暇有。
・ 休暇は指宿市地域おこし協力隊員設置要綱に準じます。
・ 活動内容に応じ、調整する場合があります。その際は振替対応とします。

■選考手順

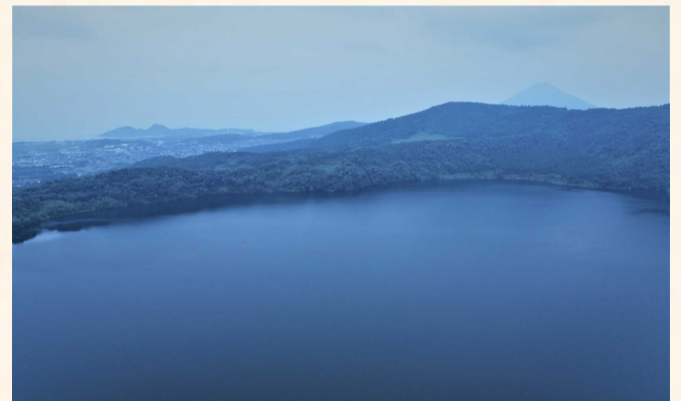
- ・ 1次選考(書類選考)
書類選考の上、結果を文書にて応募者全員に通知します。
- ・ 2次選考(面接)※ 8月中旬頃予定
第1次選考合格者を対象に2次選考(面接)を行います。
日時及び会場等の詳細については、1次選考結果の際に別途通知します。
なお、2次選考のために必要な交通費や宿泊費等の経費は個人負担です。
- ・ 最終選考結果の通知
最終選考結果については、文書で通知します。
※住民票の異動は、任命日以降に必ず行ってください。
マイナポータルを使う場合は任命日以降に設定してください。

求める能力

- ・ 地域住民と良好な関係が構築できる「コミュニケーション能力」 など

活動内容

- ・ 環境保全活動支援
- ・ 持続可能な集落づくりに向けたイベント等の企画立案及び運営
- ・ 田舎暮らしのマネジメント など



問い合わせ・申込先

〒891-0504 鹿児島県指宿市山川新生町35番地 指宿市役所 山川支所 地域振興課 総務係
TEL 0993-34-1111(内線113)
FAX 0993-35-2982
E-mail y-chiiki@city.ibusuki.jp

指宿市移住定住支援サイト「いぶすき暮らし」 <https://www.city.ibusuki.lg.jp/ijyu/>